

四日市市告示第 4 4 9 号

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 4 年 6 月 3 0 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業雇用継続支援補助金交付要綱(令和 2 年四日市市告示第 3 4 7 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金の対象期間)</p> <p>第 3 条 補助金の対象期間は、令和 2 年 4 月 1 日から <u>令和 4 年 9 月 3 0 日</u> まで(国の支給決定を受けた期間の終期が <u>令和 4 年 1 0 月 1 日</u> 以後である場合は、令和 2 年 4 月から当該決定の終期まで)のうち、国の支給決定を受けた期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 5 年 1 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前になされた第 6 条の規定に基づく補助金の交付決定に係る補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。</p>	<p>(補助金の対象期間)</p> <p>第 3 条 補助金の対象期間は、令和 2 年 4 月 1 日から <u>令和 4 年 3 月 3 1 日</u> まで(国の支給決定を受けた期間の終期が <u>令和 4 年 4 月 1 日</u> 以後である場合は、令和 2 年 4 月から当該決定の終期まで)のうち、国の支給決定を受けた期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 4 年 6 月 3 0 日</u> 限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前になされた第 6 条の規定に基づく補助金の交付決定に係る補助金の交付については、この要綱は、なおその効力を有する。</p>

第 1 号様式を次のように改める。

第1号様式（別紙1） ③算定書（小規模事業主・雇用調整助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）の場合 【雇用調整助成金支給申請書の休業手当の合計額の1/10】

①休業手当の 合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①／②	⑤市補助額 【④×1/10】	⑥休業延べ日数 （市内店舗分）	⑦補助金額 【⑤×⑥】
		全日		%			

*①休業手当の合計額は、国への提出書類「休業実績一覧表」の⑤合計欄の金額を転記

*②休業延べ日数は、国への提出書類「休業実績一覧表」の⑦の日数を転記

*⑥休業延べ日数（市内店舗分）は、別紙2「①雇用調整助成金 休業実績名簿」の日数（黒太枠の数字の合計）を転記

の部分に入力ください。の部分は自動計算です。

第1号様式（別紙1） ④算定書（小規模事業主・緊急雇用安定助成金への上乗せ分）

A 交付要綱第4条（1）の場合 【緊急雇用安定助成金支給申請書の休業手当の合計額の1/10】

①休業手当の 合計額	②休業延べ日数	③休業手当の支払率		④基準賃金額 ①/②	⑤市補助額 【④×1/10】	⑥休業延べ日数 （市内店舗分）	⑦補助金額 【⑤×⑥】
		全日		%			

* ①休業手当の合計額は、国への提出書類「休業実績一覧表」の④合計欄の金額を転記

* ②休業延べ日数は、国への提出書類「休業実績一覧表」の⑥の日数を転記

* ⑥休業延べ日数（市内店舗分）は、別紙2「②緊急雇用安定助成金 休業実績名簿」の日数（黒太枠の数字の合計）を転記

の部分に入力ください。の部分は自動計算です。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部商業労政課)